# 守山市CIO補佐官業務

# 公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項

- 1 実施概要
- 1-1 業務名称 守山市CIO補佐官業務
- 1-2 業務内容等 別冊「守山市CIO補佐官業務仕様書(以下「仕様書」)」のとおり
- 1-3 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。 なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、 契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
  - ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員
  - ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう
    - (ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
    - (イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、 直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与してい る者
    - (ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを 知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (4) 当該業務にかかる主務者(管理技術者=CIO補佐官)は、次のいずれか資格要件を有すること。
  - ア 情報処理安全確保支援士(旧情報セキュリティスペシャリスト)
  - イ 高度情報処理技術者※
  - ウ ア・イと同等の知識・技能を有する者

- ※ ITストラジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャー、システム監査技術者
- (5) 当該業務にかかる主務者は、次のいずれかの実績要件を満たすこと。
  - ア 民間企業、国、自治体、教育機関や研究機関等においてデジタル分野(以下「民間企業等のデジタル分野」)のICTコンサルティング・ICTプロジェクト等の実 務経験5年以上
  - イ 民間企業等のデジタル分野の管理技術者としてのマネジメント経験5年以上

## 3-1 プロポーザルの参加申込および受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法(次の提出書類を、持参または郵送等により提出。)

①公募型プロポーザル参加申込書	□参加様式1
	ア 令和4年度守山市役務委託等業者登録名簿が 未登録の場合は、次の書類をあわせて提出。 (7) 商業登記履歴事項全部証明書 (イ) 法人税・消費税および地方消費税の納税証明 (滞納が無いことが確認できること)※非課税 の場合は、その旨記載した申立書(任意様式) (ウ) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資 本等変動計算書) (エ) 印鑑登録証明書 イ 個人の場合は、上記各号に類する書類を提出。
②業務実績のわかる書類	□提案様式B
③資格を証する書類	□登録証または合格証書の写し

- (2) 受付場所 下記問い合わせ先にて受付する。
- (3) 受付期間 令和4年5月9日(月)から令和4年5月23日(月)まで
- (4) 参加申し込み後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。
- (5) 参加者の決定
  - ①提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。 その結果を令和4年5月23日(月)目途に、参加申込みした者に書面および電子メールにより通知する。
  - ②参加申込者が5者以上ある場合は、下記6-3(1)の評価基準「主務者(CIO補佐官)の実績」、「主務者(CIO補佐官)の取得認証」により採点・審査を行い、参加できる者を5者以内とすることがある。
  - ③上記参加申込者の審査結果は、参加申込者全員に通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

#### 3-2 質疑応答

(1) 本プロポーザルに関連して疑義のある方は、別紙「質問書」にて、令和4年5月17日(火)午後5時までに下記問い合わせ先に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAXとする。電話および口頭による受付は出来ないので留意すること。

- (2) 質問書の内容および質問に対する回答は、下記問い合わせ先の窓口にて令和4年5月19日(木)から掲載する。
- 4 プロポーザルの実施概要
- 4-1 提案時期 企画提案書の提出期限は、令和4年6月6日(月)とする。
- 4-2 実施要項の入手方法および場所

令和4年5月9日(月)から、下記問い合わせ先にて配付する。また、守山市(本市)ホームページにて掲載する。

- 4-3 提案書の提出および受付け
  - (1) 下記提案書作成要領および別冊「実施要項」「仕様書」「提案書への記載項目および配点表」等に基づき提案すること。
  - (2) 提案書の様式および部数

・提案書 (提案様式A):6部(正本1部、他副本とする。)

·法人業務実績表 (提案様式B):1部

・業務の見積書 (提案様式C):1部

- (3) 提出方法 持参による。(郵送等は不可)
- (4) 提出期限 令和4年6月6日(月)午後5時
- (5) 提出場所 下記問い合わせ先にて受付する。
- (6) 注意事項
  - ・提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
  - ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。
- 5 提案書作成要領
- 5-1 提出書類次に基づき、必要な資料を作成すること。
  - (1) (提案様式A) 提案書
    - ①提案書のフォーマットは Microsoft Office 20\*\*以上 (Word・Excel・Power Point)を使用すること。様式Aを鑑とし、任意の書式 (A4縦) で作成すること。 枚数は、下記②のテーマに関するページ数を含めて 15 ページ以内とすること。
    - ②別冊「仕様書」に記載する各種要件の実現可否について判断できる様に記載する こと。記載内容が曖昧や不明確な場合は、要件を満たさないと判断する場合がある ので注意すること。

特に、次のテーマについては、具体的な対応方針(課題、考え方、展望、など)を 記載すること。

テーマ1	まちのDX推進支援	10 ページ以内
テーマ 2	デジタルデバイド対策支援	10 ページ以内

③別冊「提案書への記載項目および配点表」の記載順序を意識して提案書を構成す

ること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。

- ④本市に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。
- (2) (提案様式B)業務実績表
  - ①上記「2参加資格要件」の業務実績およびその他実績について記載すること。
  - ②内容が判断できる様に、民間企業等の名称、人口または組織の規模、契約金額等を 記載すること。
- (3) (提案様式C) 業務の見積書
  - ①見積金額の明細書を作成し、記載(または添付)すること。
  - ②業務に必要な費用すべてを見積に含めること(税抜き)。
- 5-2 提案書等の取り扱い
  - (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、本市は、採択した 提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しま せん。
  - (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例(平成 11 年条 例第 21 号)に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合があります。
- 5-3 提案に係る費用の負担に関する事項 提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- 6 審査および提案評価基準
- 6-1 プロポーザル (提案プレゼンテーション) の実施

提案事業者は、審査員に対して、提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時	令和4年6月8日(水)(時間などの詳細は後日案内する)		
口叶	複数者が参加する場合は、順番等を定め審査します。		
場所	守山市役所 31 会議室 (予定)		
時間	40 分以内 (準備および撤収時間は別途用意)		
14	※提案書等の説明は25分 質疑応答時間15分を予定		
機材	パソコンは持込みを想定。モニター等は本市で準備する。		
審査員	6人(CIO、副CIO、ICT政策課、など)予定		
	出席者は、主務者(管理技術者=CIO補佐官)を含め3人以内とする。		
提案事業者	提案書の概要について、パワーポイントを用いて説明すること。		
	プレゼンテーション進行および説明は、主務者が実施すること。		

#### 6-2 審査について

- (1) 受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。
- (2) 審査員は、提出された提案書、提案事業者の実績とおよびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。

## 6-3 評価・選定方法および審査基準

提案評価および価格評価により、受託予定者を選定する。

※詳細は、「提案書への記載項目および配点表」のとおり。

No.	評価項目	点数
1	提案評価	150
2	価格評価	50
	合計	200

# (1) 提案評価(提案書・プレゼンテーション評価)

ア 提案評価点=各項目の合計とする。

イ 審査員が評価項目(提案書への記載項目)毎に、次の評価基準により採点する。 (各項目への配点×評価率)

※提案評価小計に、小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

評価	評価率
非常に優れている	$\times$ 1
優れている	×0.8
標準より出来ている	×0.6
標準より劣る	×0.4
劣る	×0.2
提案なし	× 0

# ウ 主務者(CIO補佐官)の実績および成果

(ア) これまでの業務実績および成果(最大3件)について評価を行う。

区分	業務実績等・配点		合計
1	官公庁において、CIOを補佐する業務に従事した経験が3年以上	15	
2	上記2の業務実績 ア 民間企業、国、自治体、教育機関や研究機関等においてデジタル分野(以下「民間企業等のデジタル分野」)のICTコンサルティング・ICTプロジェクト等の実務経験5年以上 イ 民間企業等のデジタル分野の管理技術者としてのマネジメント経験5年以上	各 10	上限 20
3	その他 ア 民間企業等のデジタル分野の知見を活かし、ユーザー向上プロダクト構築に主導的な役割で携わった経験 イ 民間企業等のデジタル分野の知見を活かし、新たな事業創出、業務改革の推進、組織全体のガバナンス向上、基幹情報システムの刷新などの推進に主導的な役割で関わった経験	各 5	

# (イ) 実績および成果にかかる評価率

	実施時期の区分		
成果の評価	5年以内	10 年以内	10 年以上前
非常に優れている	× 1	×0.8	×0.6
優れている	×0.8	×0.6	×0.4
標準より出来ている	×0.6	×0.4	×0.2
標準より劣る	×0.4	×0.2	$\times$ 0
劣る	×0.2	× 0	× 0
成果なし	× 0	× 0	$\times$ 0

※実施時期の区分が跨る場合は、当該実施期間(任期)の半数以上が属する時期 により判断する。

# エ 主務者 (СІО補佐官) の取得認証

取得認証について評価する。

No.	取得認証・区分配点		合計
1	情報処理安全確保支援士(旧情報セキュリティスペシャリスト)	5	
2	高度情報処理技術者 ※ITストラジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャー、システム監査技術者	各 5	上限 20
3	その他 ※応用情報技術者、ITコーディネータ、CCIE、オ ラクルマスター (プラチナ級)、ITPSマスター、な ど	各 1~3	

## (2) 価格評価

当該業務の見積額(税込み)について評価する。

価格評価点 =100×(1-(提案者の見積額/予定価格))

※小数点以下の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

※予定価格を超える見積額の場合は、失格とする。

#### 6-4 事業者の選定

- (1) 上記6-3に基づく採点により、最も高い点数の提案者を受注者として選定する。
- (2) 合計点数が同じ場合は、以下の順で選定する。

ア 価格評価が異なる場合、価格評価が高い者を選定する。

イ すべての評価が同じの場合は、くじ引きにて選定する。

- (3) 参加者が1者のみ場合は、評価結果を参考とし、審査員の協議により総合評価を行い、当該参加者が受注者として適当と判断すれば、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査結果の通知

令和4年6月中旬(予定)に審査結果の通知文を発送する。

なお、審査結果は、参加者全員に書面で通知するが、審査結果に関する問い合わせ、 異議申し立ては一切受け付けない。

#### 7-1契約方法(随意契約)

- (1) 徴収した見積書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とし、契約を締結する。
- (2) 契約手続きおよび契約書は、守山市財務規則等によるものとする。

## 7-2使用言語および単位、時刻

当該プロポーザルにかかる提案業者募集、契約および業務実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8 その他 (プロポーザルの停止、中止および取り消し)

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を 停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル等に要した費 用を本市に請求できないものとする。

## 9 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 総合政策部 ICT政策課

電話 077(582)1124、メール johosystem@city.moriyama.lg.jp